エリア限定社員制度取扱基準

第１章　総　則

（目的）
第１条　本基準は､就業規則第17条の２ に規定するエリア限定社員制度について規定したものである。
　２　エリア限定社員制度は、社員のワークライフバランスや価値観やライフスタイルの多様化に応じた柔軟な働き方を認めることによって、優秀な人材の確保・定着を図るためのものである。

（主管部門及び責任者）
第２条　本基準の主管部門は人事総務部とし、責任者は人事総務部マネージャーとする。

第２章　エリア限定社員

（定義）
第３条　エリア限定社員とは、就業規則第 17 条の規定にかかわらず、転居を伴わない人事異動のみ命じられ、自宅から通勤可能なエリアの店舗・拠点にのみ勤務することができる社員を指す。
　２　本条のエリアとは、社員が自宅から通勤可能なエリアを指し、自宅から就業場所までの通勤時間が通勤規程に規定する通勤手段を用いて片道１時間 30 分を目安とした勤務地を指す。

（適用者）
第４条　当該制度の適用対象者は、以下の条件を全て満たす者とする。
　(1) 24/7Workout に所属する者でかつ、無期の正社員
　(2) 管理職ではない者
　(3) 統括エリア店長ではない者

（適用時期および適用方法）
第５条　毎年６月１日付でエリア限定社員の適用･更新を行い、適用期間は原則１年間とする。ただし、新規入社者は、入社日の属する月の翌々月の１日付で適用し、初回の適用期間は最初に到達する５月末日までとする。
　２　エリア限定社員を希望する社員およびエリア限定社員を継続希望する社員は、毎年４月中に人事総務部に自ら申し出なければならない。人事総務部は期間中の申し出を受理した後、すみやかに「エリア限定社員適用通知書」を交付するものとする。
　３　新規入社者は、入社日の属する月の翌月末日までの試用期間中にエリア限定社員コース申告書にて希望を人事総務部に届け出しなければならない。

（コース転換ルール）

第６条　エリア限定社員制度のコースを希望した者は、原則適用日から１年間はエリア限定社員として処遇し、正当な理由なく、適用期間の途中でコース変更することはできない。なお、正当な理由とは以下のとおりとする。

(1) エリア限定社員の申し出をした理由が消滅し、転勤に応じることができるようになった場合
(2) 統括エリア店長以上の役職者に任命され、辞令に応じる場合
(3) 本人から全国転勤可能なコースへの希望があり、組織または業務上当該申し出を許可することによる支障がないと認められ、かつ、コース転換の理由が合理的であると認められた場合

（エリア限定社員の労働条件）

第７条　エリア限定社員の労働条件は以下のとおりとし、本基準に規定されていない事項については、就業規則及び給与規程によるものとする。

(1) エリア限定社員の適用による給与及び賞与、労働時間の変更は、原則、行わない。
(2) エリア限定社員の適用による人事評価の変更は、原則、行わない。

第3章 その他

（罰　則）

第８条　本基準に定める給与の支給を受けるにあたり虚偽の届出をし、又は変更の届出を怠り不当に給与の支給を受けたときはこれを返納させ事情によっては懲戒処分とすることがある。

（例外事項）

第９条　本基準にない事項は、その都度稟議により決定する。

（附則）

1. 本基準の変更は、職務権限規程によるものとする。
2. 本基準は、令和元年３月１日付で制定し、令和元年４月１日より運用を開始する。
3. 本基準は、令和２年２月１日付で改定し、施行する。